

安全保障理事会決議 2290 (2016)

2016年5月31日、安全保障理事会第7702回会合にて採択

安全保障理事会は、

南スーダンに関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015)、2241 (2015)、2252 (2015)、2271 (2016) および 2280 (2016) を想起し、

著しい生命の損失、200万人以上の人々の移送、そして財産の損失を含む、非常に大きな人的苦しみ、さらに南スーダン国民を貧困にしまった不利にしていること、をもたらした同国の政治的指導者および軍の指導者たちの間の内部の政治的紛争から生じた、南スーダン共和国政府と反体制派部隊との間の紛争に関して深刻な憂慮と懸念を表明し、

S/2016/654 に含まれた「南スーダン共和国における衝突の解決に関する合意文書(「同合意文書」)」の署名を歓迎しそして同合意文書の完全実施に向けた極めて重要な措置としての2016年4月29日の国民統一暫定政府(TGNU)の成立を更に歓迎しそして和解と協力の精神を確実にする必要性に関するサルバ・キール大統領とリエック・マチャル第一副大統領両方の意見もまた歓迎し、

TGNU に対し、同合意文書のあらゆる部分を完全且つ無条件に実施し、最終的な停戦を護持しそして経済的危機と酷い人道状況に対処することを促し、

合同軍事停戦委員会の設立と停戦と暫定治安取極を実施することに向けたその活動、並びに戦略的な防衛および治安レビューの開始を歓迎し、また2016年5月12日-14日に開催された会議でジュバでの軍と警察の代表の積極的な会合と対話に留意し、

TGNU の成立に対する、合同監視評価委員会(JMEC)と南スーダン担当アフリカ連合上級代表アルファ・ウマル・コナレ元大統領を通じたアフリカ連合の支援を歓迎しそして TGNU に対し、同合意文書の実施について、JMEC 委員長、フェスタス・モハエ元大統領に対するその協力と支援を拡大する

ことを求め、

武装集団および国の治安部隊を含む、全ての当事者による、対象を特定した文民の殺害、民族的に対象を特定した暴力、裁判外の殺害、レイプおよびその他の形態の性的並びにジェンダーに基づく暴力、武力紛争下の子どもへの勧誘と使用、拉致、強制失踪、恣意的な逮捕や拘禁、一般住民の中に恐怖を広げることが目的とする暴力、および学校、礼拝所や病院、並びに国際連合や関連する平和維持要員および物に対する攻撃、並びにそのような侵害や違反を犯すという扇動を含む、過去および現行の人権違反および侵害並びに国際人道法違反を強く非難し、市民社会、人道要員およびジャーナリストに対するいやがらせや標的とすることを更に非難し、そして国際人道法の違反および人権の違反や侵害に対して責任を有する者は、責任を問われなければならないこと、そして南スーダンの TGNU が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその住民を保護する主要な責任を負っていることを強調し、

人々の大規模な移送および深まっている人道危機に深い懸念を表明し、人道アクセスの障害が、拡大しそして南スーダンの数多くの州の部分が、人道援助から全く妨げられているという、決議 2206 (2015) の第 18 項に従って設立された、南スーダン専門家パネルの最終報告書 (S/2016/70) における所見に留意し、南スーダン国民の苦しみに対して全ての紛争当事者が負わされた責任を強調し、そしてこれに関連して、同合意文書に従って、TGNU が、非政府組織法を再検討するものとし、そのような法令が、国際的な最善の慣行と人道援助と保護の提供を可能にする政治的、行政的、運用上のそして法的環境を創造するその公約に適合していることを確保するため国民の意見の聴取にその法令を提出するものとすることを認識し、

住民に対する緊急のまた調整された支援を提供する国際連合人道機関と協力機関の取組に対し、それらを称賛し、紛争の全ての当事者に対し、国際法および国際連合人道援助指導原則の関連する規定に従って、必要としている全ての者に対する、とりわけ国内避難民と難民に対する、救援要員、装備および供給品の十分な、安全なそして妨害のないアクセス並びに人道援助の時宜を得た提供を、許可しそして促進することを求め、人道要員と施設に対するあらゆる攻撃を非難し、そして人道要員に対するあらゆる攻撃および自らの生存に欠くことのできない物を文民から奪うことは、国際人道法の違反に相当する可能性があることを想起し、

なканずく、同合意文書の署名後を含む、当事者による同合意文書の最終的停戦の違反、悪化の一途をたどる人道的大惨事、広範な人権違反や侵害、および国際連合南スーダン・ミッション (UNMISS) の地位協定の政府の違反を指摘している、2015 年 12 月の国連専門家パネルの報告書 (S/2016/70) に留意し、そして決議 2206 (2015) に従って制定された制裁措置の違反ではないとは言え、両側が、同合意文書の署名後に武器や軍用装備の取得を続けてきたという専門家パネルの最終報告書の調査結果に留意したそのような取得は、最終的な停戦の違反を促進することにより、同合意文書の実施を損ねることに留意し、

2016 年 1 月 31 日の IGAD 理事会の閣僚コミュニケにおいて示された決意を歓迎し、TGNU に対し、その後当事者と JMEC により是認された、新しい 28 州の創造に関する大統領命令の発行に関する、そして国際連合安全保障理事会に対し南スーダンの当事者が和平合意の実施に失敗するかまたは拒否する場合における結果を支援することを求めている、政府間開発機構 (IGAD) の 2016 年 1 月 30-31 日コミュニケを遵守しそれに適合しない行動を取らないことを促し、また紛争の当事者が同国中の無条件の人道的アクセスを確実にするため直ぐに行動を取るというその要求を更に歓迎し、

なканずく、全ての南スーダンの当事者に対し、同合意文書の条項を厳正に遵守することとその規定を誠実に実施することを求め、全てのアフリカ連合 (AU) 加盟国と協力機関に対し、同合意文書の実施を十分に支援することを求め、そして国際社会に対し、調整されたやり方で同合意文書の実施に向けて支援を与えることを促した 2016 年 1 月 29 日の AU PSC コミュニケをまた歓迎し、

なканずく、IGAD、国際連合およびその他の関係する国際的な利害関係者と一緒に、実施過程においてその役割を、南スーダン担当上級代表と南スーダンに関する AU ハイレベル・アド・ホック委員会の両方を通して、十分に果たすという AU の公約を表明した、2015 年 9 月 26 日の AU PSC コミュニケを歓迎し、

なканずく、南スーダンにおける包括的で持続可能な平和の探究を支援するため、決議 2206 (2015) の特定の関連性を強調した、2015 年 5 月 22 日の AU PSC 報道声明をまた歓迎し、

なканずく、政治過程を妨害することを続け 2014 年 1 月 23 日の敵対行為の停止協定を損なっている全ての当事者に対し制裁が課されることになることを強調した、2014 年 6 月 12 日、2014 年 12 月 5

日および 2015 年 1 月 29 日付の AU PSC コミュニケを想起し、そして同合意文書の実施を妨害する全ての者に対して措置を課すという決意を表明している 2015 年 9 月 26 日付の AU PSC コミュニケおよび南スーダンに関する従前の AU PSC コミュニケと報道声明を想起している 2016 年 1 月 29 日付の AU PSC コミュニケをさらに想起し、

なかんずく、資産凍結と渡航禁止を規定し、そして武器および弾薬の供給並びに戦争において使用されることができるあらゆるその他の物資を拒否するため IGAD 国家による適当な場合に集団的行動を招請した、そして AU PSC および国際連合安全保障理事会、並びに国際社会に対し、そのような行動の実施においてあらゆる可能な支援を与えることを求めた、IGAD 首脳会議の第 28 回特別会期のコミュニケを更に想起し、

ハルツームで 2015 年 1 月 12 日に招集された IGAD 主導の南スーダン和平過程の支援における特別協議期間中に合意された中国が仲介した「五項目計画」を歓迎し、そして TGNU に対し、五項目計画を直ちに実施することを強く促し、

物理的暴力の脅威の下、外国国民を含む、文民を保護するためまた治安状況を安定させるため UNMISS 平和維持要員と部隊および警察要員提供諸国により講じられた行動に対して安保理の深い感謝の念を表明し、

全ての南スーダンの共同体の中に、正義、責任、和解および治癒のための基礎を置くことにおけるその有用な役割にとっての独立したそして公的な人権監視、調査および報告の重要性を認識し、

UNMISS、事務総長および人権高等弁務官事務所（OHCHR）により発行された南スーダンの人権状況に関する報告書に興味をもって留意し、

2016 年 3 月 11 日の「南スーダンにおける人権、責任、和解および能力を改善するための人権高等弁務官事務所評価ミッションの報告書」および UNMISS/OHCHR2015 年 12 月 4 日報告書「南スーダンにおける長引いた衝突における人権の状態」によれば、人権違反と侵害の規模、激しさと酷さが、敵対行為の継続と共に増加してきたこと、また裁判外の殺害、レイプおよびその他の性的並びにジェンダーに基づく暴力、強制失踪および恣意的な拘禁に関するものを含む、戦争犯罪および／または人道に対

する罪に相当する可能性のある、人権違反と侵害並びに国際人道法違反が犯されてきたと信じる合理的な理由があり続けていることに深刻な懸念を表明し、そして南スーダンにおける刑事責任の免除を終わらせるまたそのような犯罪の実行者を訴追する緊急のそして是非ともしなければならない必要性を強調し、

南スーダンに関する AU 調査委員会 (AU COI) 報告書および分離意見の発表を歓迎し、そして南スーダンにおける国際人権法の違反および侵害並びに国際人道法違反を調査することと文書に詳細に記録することにおける AU COI の活動を認識しそして殺人、レイプやその他の性的暴力のような個人の尊厳を踏みにじる行為、および残虐なまた品位を傷つける取扱、民用物や保護された財産を標的とすることのような戦争犯罪が起きてきたことまた侵害は紛争の両側により実行されたことを信じる合理的な理由があるという AU COI の調査結果に深刻な懸念を表明し、

このそしてその他の報告が、同合意文書の第 V 章で求められたように、混合裁判所および真理、治癒および和解委員会を含む、移行期司法、説明責任、和解および治癒に関する手続により、適切な場合には、審議されるという安保理の希望を強調し、移行期の重大な政策課題の顕著な要素として全ての南スーダンの共同体の中の説明責任、和解および治癒の重要性を強調し、その一方でまた、国際的な調査と適切な場合には、起訴が、戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を拘束しておくことに関して果たすことができる重要な役割に留意し、

大規模な暴力を助長することや紛争を悪化させることにおいて著しい役割を果たす可能性がある、ヘイト・スピーチを放送しそして特定の種族的集団に対する性的暴力を扇動するメッセージを伝えるメディアの使用を強く非難し、そして TGNU に対し、そのような活動に対処するため適切な措置を講じることを求め、また全ての当事者に対し、これらの行動を思いとどまりそしてその代わりに共同体の中の平和と和解を促進することに貢献することを促し、

南スーダンにおける市民社会組織、信仰指導者、女性および青年により果たされる重要な役割を認識し、同国における危機への持続可能な解決を見つけ出すことへの、元の SPLM 被拘束者とその他の政党に加えて、彼らの参加の重要性を強調し、表現の自由の制限を増やすことによるものを含んで、そのような参加を制限する TGNU 職員の取組に懸念させられ、

女性、平和および安全に関する、子どもと武力紛争および武力紛争下の文民の保護に関する全ての安保理の従前の諸決議、並びに人道および国際連合要員の保護に関する決議 1502 (2003)、ジェノサイドの防止および闘いに関する決議 2150 (2014)、治安部門改革に関する決議 2151 (2014)、そして人道および保健医療要員と施設の保護に関する決議 2286 (2016) を再確認し、

諸決議 1209 (1998) および 2117 (2013)、並びに 2220 (2015) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる南スーダンにおける平和および安定に対する脅威に深刻な懸念を表明しそしてそのような兵器の違法な流布と闘うための強化された取組の重要性を強調し、

監視手続のための方法論的な基準を明確にするための可能な措置を議論する第 21 項、22 項、23 項、24 項および 25 項を含む、最善の慣行と方法に関する制裁の一般問題に関する非公式作業部会報告書 (S/2006/997) を想起し、

効果的な指導力を確立することと腐敗に対する闘いを引き受けることという南スーダンの政治的指導者に対する同合意文書の呼びかけに留意し、

UNMISS の移動と活動に置かれた執拗な規制に安保理の懸念をくり返し表明し、国際連合および IGAD 要員並びに施設に対する政府および反体制派の部隊並びにその他の集団による攻撃および国際連合と関連の要員の拘禁と誘拐を強く非難し、そして南スーダン政府に対し、迅速なまた徹底したやり方でこれらの攻撃のその調査を完了しそして責任を有するものの責任を問うことを求め、

南スーダンにおける事態が、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第 7 章の第 41 条に基づいて行動して、

1. 「南スーダン共和国における衝突の解決に関する合意文書 (「同合意文書」)」を是認する。
2. 同合意文書の完全実施に向けた極めて重要な措置としての 2016 年 4 月 29 日の TGNU の成立

を歓迎する。

3. 南スーダン指導者が、同合意文書に従った自らの公約を十分に実施することができないこと、また敵対行為に終わりをもたらすことができないことに深い懸念を表明しそして、更に、停戦および暫定治安取極メカニズムにより文書化された違反を含む、同合意文書の停戦条項の継続したまた紛れもない違反を非難する。

4. 南スーダン指導者が、同合意文書の下での自らの義務に従って、最終的な停戦を完全にまた直ぐに遵守し、国際法および人道援助の国際連合指導原則の関連する条項に従って、必要としている全ての者に対する人道援助の時宜を得た提供を確保するのに役立つため、十分な、安全なそして妨害のない人道アクセスを許すことを要求する。

5. 紛争の軍事的解決はないことをくり返し表明する。

#### **対象を特定した制裁**

6. 同合意文書の時宜を得たまた完全な実施を通したものを含む、南スーダンにおける包括的且つ持続可能な平和の探求を支援するため対象を特定した制裁を課す安保理の意思を強調する。

7. 決議 2206 (2015) の第 9 項と 12 項により課された渡航および金融措置を 2017 年 5 月 31 日まで更新することを決定し、そして決議 2206 (2015) の第 10 項、11 項、13 項、14 項および 15 項の規定を再確認する。

8. 決議 2206 (2015) の第 9 項の規定は、個人に適用すること、そして決議 2206 (2015) の第 12 項の規定は、南スーダンの平和、治安または安定を脅かす行動または政策に、直接にまたは間接に、責任を有するかあるいは加担するか、若しくは従事していたとして、決議 2206 (2015) の第 16 項に従って設立された委員会（「同委員会」）によりそのような措置のために指定された、個人および団体に適用することを再確認する。

9. 上記第 8 項に示されたような行動や政策は、以下のものを含むが、それに限定されないことを

強調する。

(a) 南スーダンにおける紛争の範囲を拡大するか期間を延長するか若しくは和解または和平交渉若しくは同合意文書の違反を含む、過程を妨害する目的または効果を有する行動または政策

(b) 暫定合意を脅かすかまたは南スーダンにおける政治過程を損なう行動または政策。

(c) 南スーダンにおける、適用可能な国際人権法または国際人道法に違反する行為、あるいは人権侵害を構成する行為を計画すること、指示することまたは犯すこと。

(d) 暴力行為（殺人、傷害、拷問またはレイプあるいはその他の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む）、拉致、強制失踪、強制移送を犯すこと、または学校、病院、信仰の場所、あるいは文民が逃れている場所に対する攻撃を通して、若しくは人権の重大な侵害または違反若しくは国際人道法違反を構成する行為を通して、女性と子どもを含む、文民を標的とすること。

(e) 南スーダンにおける武力紛争の文脈において武装集団または軍による子どもの使用あるいは勧誘。

(f) 停戦および暫定治安取極監視メカニズムを含む、南スーダンにおける国際的な平和維持、外交、または人道ミッションの活動の、若しくは人道援助の提供または分配の、あるいは人道援助へのアクセスの妨害。

(g) 国際連合ミッション、国際的な治安の駐留、またはその他の平和維持活動若しくは人道要員に対する攻撃。

(h) 同委員会により指定された個人または団体のためあるいは代わって、直接にまたは間接に行動すること。

10. 決議 2206 (2015) の第9項と 12 項の規定は、同委員会によりそのような措置のために指定された、上記第8項と9項で示されたいずれかの活動に従事してきたか、またはその構成員が従事して



きたあらゆる南スーダン政府、反体制派、民兵またはその他の集団を含む、あらゆる団体の指導者である個人に適用することを再確認する。

## 制裁委員会／専門家パネル

11. 本決議の措置の完全実施を確保するため、関係する加盟国、国際的なまた地域的なおよび準地域的な機構、並びに UNMISS、必要に応じて、とりわけ近隣のまた地域の国家、との定期的な協議を開催することの重要性を強調し、そしてその点について同委員会に対し、適切な場合および時に、委員長および／または委員会委員による選ばれた国への訪問を考慮することを奨励する。

12. 決議 2206 (2015) の第 18 項および本項に定められた専門家パネルの職務権限を 2017 年 7 月 1 日まで延長することを決定し、遅くとも 2017 年 5 月 31 日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な行動をとる安保理の意図を表明し、そしてパネルが、以下の任務を実行すべきことを決定する。

(a) 上記第 8 項および 9 項に記述された活動に従事している可能性のある個人と企業の可能性ある指名に関する情報を同委員会に提供することを通したものを含んで、本決議において具体化されたその職務権限を実行する同委員会を支援する。

(b) 下記第 15 項および 16 項に示された達成条件に特別に集中して、本決議において決定された措置の実施、とりわけ不遵守の出来事に関する情報を集め、検討しそして分析する。

(c) 同合意文書の実施を損ねているかまたは適用可能な場合には、国際人権法および国際人道法に違反する行為に参加している個人または団体に対する、違法な取引ネットワークを通したものを含めて、武器および関連物資並びに関連する軍事的またはその他の支援の供給、販売または移譲に関する情報を集め、検討しそして分析する。

(d) 2016 年 12 月 1 日までに中間報告書を、2017 年 5 月 1 日までに最終報告書を、同委員会との議論の後で、安保理に提出し、そしてこれらの報告書が提出の締め切りとなっている月を除いて、各月に情報を更新する。

(e) TGNU が直面している現在の安全上の脅威、および南スーダンにおける法と秩序を維持する必要性の分析、並びに同合意文書の実施および UNMISS 並びにその他の国連や国際的な人道要員に対する脅威に関して TGNU の成立以来南スーダンに入ってきている武器および関連物資の譲渡の役割に関する更なる分析を提供している報告書を 120 日以内に安保理にまた提供する。

(f) 公に入手可能な一覧表掲載の理由の説明概要について特定している情報と追加の情報の提供を通したものを含めて、本決議により課された措置の対象となっている個人および団体の一覧表に関する情報を洗練することおよび更新することにおいて同委員会を支援する。

13. 全ての当事者および全ての加盟国、並びに国際的な、地域的なそして準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確保することを求めそして関与した全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全そして専門家パネルがその職務権限を実施するために、とりわけ人、文書および場所への妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

14. 子どもと武力紛争担当事務総長特別代表および紛争下の性的暴力担当特別代表に対し、決議 1960 (2010) の第 7 項と決議 1998 (2011) の第 9 項に従って同委員会と関連情報を共有することを要請する。

## 再検討

15. 本決議の採択から 90 日の間隔であるいは必要に応じて、より頻繁に、状況を監視しそして再検討する安保理の意図を表明し、また JMEC に対し、同合意文書の実施、最終的な停戦の遵守、および人道アクセスの促進のその評価について、適切な場合に、安保理と関連情報を共有することを招請し、武器禁輸と同合意文書の実施を妨害することによりまたは軍事活動、暴力行為並びに人権違反または侵害もしくは国際人道法違反を止めさせることを、また人道援助に対する十分なアクセスを可能にすることを、直接のまたは間接の指揮下の部隊にさせるための効果的なまた包括的な措置を取ることに失敗したことにより、南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動または政策に責任を有する上級職についている個人の指定を含む、状況に対応するのに適当と思われるあらゆる制裁を課す安保理の意図をまた表明する。

16. 追加の措置を強化すること、並びに平和、説明責任、および和解過程において達成された進展に照らして、また同合意文書の実施と停戦を含む当事者の公約並びにこの決議および適用可能なその他の諸決議の遵守に照らして、何時でも必要に応じて、措置の修正、中断または解除によるものを含めて、本決議に含まれた措置を調整するため準備するものとするをまた断言する。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。